

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

01) 「つながり」としては、一人一人の自律がまず必要であること、助け合いにも一定の限度があることを踏まえた上で、個人の自律を補い合い認め合う共生・連帯も必要とされた。

【参考文献】

【参考】神戸市では草の根検証として市民を対象にワークショップを開催し、上記の提案を行った。[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3)]では、99年8月時点での生活再建実感を以下のように整理した。

「すまい」

物理的には住宅の提供だが、生活再建という意味からは、生活の基盤になる「すまい」を提供していくことの大切さが示された。都市再建というハードな再建と同時に、そこの中にある人々の暮らしに目を向けていく必要があると考えられる。

「つながり」

様々な形で人はつながりを求めている。それは目には見えないがとても大切なものである。被災をするというのは、それまでのつながりを失う反面、そこでまた新しいつながりを持つということになる。いずれにせよ、こうした人間関係の変化は人々に大きなストレスとなっている。特に人間関係がもてないときに問題が発生しがちである。

「まち」

公共のインフラの復旧は完了し、個人住宅については、まだらもよう。全体として、まちの復興はまだまだという印象である。

「こころとからだ」

生活を進めていく上で、「心身の健康」は大前提であり、被災体験の意味づけを含めて考えると、人々が5年後でも「こころ」の健康に大きなウエイトを置いていることがわかる。

「そなえ」

安全都市とは、単に社会基盤の災害に対する強さを向上させるだけではなく、個人の意識をはじめいろいろな生活習慣にまで係わる「そなえ」となって具現されなければならない。

「行政とのかかわり」

災害からの復興の過程の中で、我が国の場合には、災害復興の取り組みをいろいろな形でパイロットする水先案内人として、行政が果たす役割は非常に大きい。

「くらしむき」

景気、生業、くらしむきに関しては、一応生活は落ち着きを取り戻したが、余裕がないことが不安感をかもしている。

>

【引用】同じ一つの関係でも、時間の局面が違えば意味が変化するということをまず念頭に置く必要がある。地震直後頼りにされた「地縁」「血縁」「個人縁」のネットワークも、時間がたてばある程度否定的な部分が出てきたのはこの性質を表すものである。もう一つの特徴的なタイプとして、自分が受けた支援を何らかの形で返したいと考え、人間関係を豊かにするような活動を始めた人たちがあり、新しいつながりを生んだと言うことがある。逆に、引越などによって強制的に人間関係を断ち切れ、新しい環境で人間関係を築く苦勞をしなければならなかった人もあるが、いずれも震災を契機に新しい人間関係・新しい神戸のあり方を模索する試みが始まったと言える。しかし、既存のネットワークを持たず、天涯孤独の人たちも多く存在し、そうした場合は「つながり」を公的支援に依存せざるを得ないことを忘れてはならない。これらは、人間関係にはポジティブな面もあれば否定的な側面もあることが顕著に表している。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.25-26]

>

【参考】詳細な内容は、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.16-19]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]にある。

>

【引用】生活復興感が高い人は一般に地域に対して積極的に関わっており、震災後の被災地で芽生えてきた市民の自律と連帯を大切にする価値観を強く支持している人である。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.126]

>

【引用】平成15年度神戸市民1万人アンケートの集計結果によると、「震災によって隣近所などの他人との結びつきを大切に思うようになった」人の割合は、55.6%となっている。これは、平成11年度の結果(60.7%)と比べると多少下がっているものの、全国では約4割という調査結果もあることから、地域でのつながりについて、神戸の市民意識は高いといえる。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.51]

- >
- [引用] 震災を通じて、市民は人と人とのつながりの重要性を強く再認識したが、復興過程においても改めて認識された。つまり一人ひとりが自己責任で自律し、自分の存在を地域社会の一員として位置づける必要があるという認識が高まった。しかし、一人ひとりの能力には限界もあり、お互いの助け合いや相手への配慮が必要である。それが人と人との連帯を生むきっかけとなる。
- また、一人ひとり個性あるものが集まって、そのつながりが新しい個性を生むなど、人と人との連帯の中から自律が生まれてくることも、震災の復興過程でわかったことである。
- このように、「自律」と「連帯」は互いの相互作用により高まっていくものであり、一方向的な関係としてではなく、一体的なものとして考えていく必要がある。
- 自律した市民が連帯する市民社会の構築こそが、これから生かしていくべき復興過程の教訓といえる。
[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書」神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.204]
- >
- [引用] 震災後、被災地で高まった共和主義的(住民主導的)な市民社会意識が2003年から2005年の2年間の間にかなり低下したことにより、生活復興感とそうした意識との関連性が見られなくなった。[『生活復興調査 調査結果報告書」兵庫県(2006/3),p.17]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

02) 「こころとからだ」は、地震の被害の有無でまったく異なる対応が必要となった。

【参考文献】

[引用] 「こころとからだ」は、地震の被害の有無で全く異なる対応が必要となり、被害のあった場合はストレスや体調の変化として現れ、「希望」「趣味」「つながり」「すまい」「お金」などの資源をうまく組み合わせて回復につなげていく。今回「こころ」については依然多くの意見が出たが、「からだ」が比較的少なかったのは、体調が保てない状態ではそれ以降の対応のしようがないためであり、身体の健康は、都市再建に社会基盤の復旧が欠かせないのと同様、生活再建の大前提であることが認識された。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.20]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]にある。

>

[引用] 精神的なストレスが高い人ほど生活復興感が低かった。逆に、身体的なストレスに関しては、中程度のストレスを体験している人は、高いストレスや低いストレスを体験する人よりも生活復興感が高い。こころのストレスの高さは生活復興感を規定するもっとも大きな要因であった。震災からの復興は長年にわたって次々と被災者にストレスを投げかけており、それをうまく処理できるかが復興感を規定している。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.126]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

03) 「行政とのかかわり」では、地震によって行政サービスへの期待が高まり、関わりが深まった。

【参考文献】

[引用] 「行政とのかかわり」では、地震によって行政サービスの期待が高まり、関わりが深まったと言える。行政サービスで問題となるのは、精度と、所掌すべき分野と、公平性であり、これらは行政に対するイメージ

によって左右される。さらに、自助・共助・外からの支援とのバランスでも評価される。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.21]、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)にある。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

04) 避難所に行き、住宅の確保から自宅周辺のまちなみや内装・インテリアの回復までを「すまい」の再建としてとらえている。

【参考文献】

[引用] 「すまい」を失った人たちの再建までのプロセスを追うと、まず避難所へ行き、それから仮設住宅や市外で仮住まいをしながら、戸建て住宅や集合住宅の修理・修繕、災害公営住宅への入居、民間賃貸住宅や別の住宅への移転といった形で再建を果たす。次に、自宅周辺のまちなみや、内装・インテリアに関心が向き、この回復までを「すまい」の再建としてとらえていることがわかる。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.22]、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)にある。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

05) 「まち」は、公共財、住宅の再建、都市のコモنزの3つのレベルでとらえられている。

【参考文献】

[引用] 「まち」は、公共財(社会基盤・公共建物)、住宅の再建、都市のコモنز(緑、公園、まちの風情)の3つのレベルでとらえられ、特に都市のコモنزが強調された。ここではまちづくりの視点やポテンシャルの活用がポイントとなる。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.23-24]、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)、『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)にある。

>

[引用] 復興住宅コミュニティプラザ等の設置や運営は、新たな「都市のコモنز」の形成と位置づけられる。「皆が共通に所有するもの」という感覚が、住民の地域への関心や活動を誘発する契機となっていることが、様々な事例や実証的研究から確認された。また、このような施設を利用した近隣関係づくり活動が公的支援者を媒介として展開され、コミュニティづくりに寄与したことも確認された。[立木茂雄「コミュニティづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.325]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

06) 「そなえ」では、まず個々人が体力を付けること、次に家庭、地域レベルで被害を軽減するための取組をすること、そして情報をしっかり手に入れることが指摘された。

【参考文献】

[引用] 「そなえ」では、まず個々人が体力を付けること、次に家庭、地域レベルで被害を軽減するための取組をすること、そして情報をしっかり手に入れることが指摘された。それぞれが防災知識と行動を内容としており、さらに震災の教訓を風化させないことも挙げられた。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.24-25]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]にある。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

07) 「くらしむき」では、自宅と職場の被害が借金という形で顕在化し、財政的な余裕を奪っている。

【参考文献】

[引用] 「くらしむき」では、自宅と職場の被害が借金という形で顕在化し、財政的な余裕を奪っている様子が分かる。それに加え、企業がどういふ対応をするかによって「くらしむき」が決まるが、地震による被害だけでなく、神戸経済の構造問題や不況も影響しており、外からの支援がなければ一気に「くらしむき」に影響している。[『神戸市震災復興総括・検証 報告書(概要版)』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.26]

>

[参考] 詳細な内容は、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.24-25]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 意見集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]、[『神戸市震災復興総括・検証 生活再建分野 取組集』震災復興総括検証研究会(2000/3)]にある。

>

[引用] 震災による「くらしむき」の変化は住宅被害の厳しさに対応していた。住宅被害が激しいほど、収入が減り、支出は増え、不足分を預貯金で補てんした人が多かった。全般的に支出は増加しているものの、文化・教育費や衣服費は抑制される傾向にあり、外食費やレジャー費は極端に切り詰められている。以上まとめると、どうにか毎日の生活を送ってはいるものの、生活にゆとりがなく、被災者の家計は震災から7年目でも依然として苦しい状況にある。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.126]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

01. 「生活再建」は、「つながり」「こころとからだ」「行政とのかかわり」「すまい」「まち」「そなえ」「くらしむき」の7要素で構成されるという提案がなされた。

【教訓情報詳述】

08) 震災から5年目にはすまいが生活再建のカギとされたが、10年目には人と人とのつながりをもう一度再構築することこそが、市民の意見としては第一の課題として語られていた。

【参考文献】

〔引用〕これまで被災地において実施した3回の草の根検証ワークショップ結果を通観した。その結果、2003年・2004年ワークショップでは、震災5年の調査で1位だったすまいに関する発言が消失したことである。すまいが生活再建のカギになる、と被災地で市民が考えていたのは、震災から5年目をピークにしたときであり、当時は「すまいあつての生活再建」だと誰もが実感していた。けれども、震災から10年目を迎えようとする現在では、人と人とのつながりをもう一度再構築することこそが、市民の意見としては第一の課題として語られていたのである。〔立木茂雄「コミュニティづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.277〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔08〕市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

01) 99年の神戸市民の意識調査では、依然として震災の被害が激しいほど、また中高年層が、震災による住宅費増、失業・廃業等に伴い、暮らし向きや健康に不満を抱いている。

【参考文献】

〔参考〕99年の神戸市民意識調査結果から、依然として震災の被害が激しいほど、また中高年層が、震災による住宅費増、失業・廃業等に伴い、暮らし向きや健康に不満を抱いているなど、市民の暮らし向き、就業状況等が〔『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.43-46〕にまとめられている。

>

〔引用〕神戸市が復興の総括・検証作業の一環として市民1万人に求めた「意識調査」のアンケート結果が震災満5年の2000年1月、まとまった。震災で市民の自律や連帯意識が高まったことが浮き彫りになったが、46.2%が「暮らしは低下している」とした。その原因は、住宅の再建・修繕による住宅費の増加など、震災によるものが73%を占めた。また震災によって職を失ったり事業をやめざるを得なかった人は15%、もともと仕事をしていていた人の中では22%にもものぼり、震災が市民の暮らしに与えたダメージは大きい。〔『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.116〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔08〕市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

02) 99年の神戸商工会議所の事業者意識調査では、前年度よりも復興度合いが低下するなど、復興過程が長引く厳しい見方をしている。

【参考文献】

〔参考〕前年度よりも復興度合いが低下するなど、事業者は復興過程が長引く厳しい見方をしているとす、99年の「神戸の魅力に関するアンケート調査」の結果が、神戸の復興度合い、現在の震災の影響、都市イメージ等について〔『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.47-52〕にまとめられている。

>

[引用] (阪神・淡路産業復興推進機構のアンケート調査から)
震災の影響が残っている理由を聞いた設問で、最も多かったのは「震災による借入金の負担」であり、次いで「顧客・取引先を失った」、「地域人口・事業所数の減少」といったストック面の影響があげられている。
[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書」神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.193]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

03) 震災から約5年を経た時点における芦屋市と西宮市の市民意識調査においても、依然として市民生活に震災の影響が大きく残っており、生活の再建状況や復興感についての市民間の格差の問題が指摘されている。

【参考文献】

[参考] 震災から5年を経ても、依然として市民生活に震災の影響が大きく残り、生活の再建状況や復興感について市民間の格差が大きく残る状況が明らかになった芦屋市民の意識調査結果が、[『震災後の市民生活に関するアンケート調査報告書』芦屋市(2001/3),p.-]に掲載されている。

>

[参考] 芦屋市と同様の状況については、西宮市民の意識調査結果でも見られる。その調査結果は、[『 - 阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.197-226]に掲載されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

04) 震災を経た後も個人消費は縮小していないが、資産の格差が拡大しており、家計の経済復興格差がみられるという指摘がある。

【参考文献】

[引用] 個々の被災家計は平均的にみれば決して消費を減らしていない。それどころか、所得、資産ともに震災前の水準を上回り、むしろ消費は拡大した傾向すらみられる。…(中略)…

被災地の家計資産について、年間世帯収入1000万円以上の高所得者層と300万円以下の低所得者層に分けてその推移をみると、高所得者層は94年末から97年末まででおよそ1000万円ほど資産を増加させているが、一方で低所得者層は300万円ほど減少させている。…(中略)…このように、産業復興と同様に、家計の経済復興にも格差がみられるということは注意しておかねばならない。[林敏彦・永松伸吾「復興特需で遅れた構造改革」『阪神・淡路大震災復興誌』第4巻]1998年度版(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.71-73]

>

[参考] [大西一嘉ら「被災集合住宅の復旧復興に関する研究」『大都市大震災軽減化特別プロジェクトⅣ 耐震研究の地震防災対策への反映(平成14年度)成果報告書』文部科学省研究開発局、(独)防災科学技術研究所(2003/5),p.551-577]では、被災世帯の家計分析から、被災による支出額の増加を次のように推定している。

- ・大被害(住宅の再取得)の世帯:3,000万円
- ・小被害(住宅の修理)の世帯:500~900万円
- ・無被害の世帯:200万円

>

[引用] 1995年の阪神・淡路大震災時に、家計が被った経済的損失は莫大な額にのぼる。その損失が損害保険契約によってカバーされている割合はきわめて低く、私有財産の補填を公的にできないという制約があるため、被災地域の家計は、深刻な経済的ダメージから回復するために、辛く、長い時間を過ごさなければならなかった。[小林潔司「社会基盤整備全般における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証』

提言報告(7/9)《第3編 分野別検証》Ⅴまちづくり分野『兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.572]

>

[引用] 震災は民間消費支出に対して目立った影響を与えていないということである。わずかな減少はみられるものの、これは主に被災者の県外流出などによる人口減少の影響によるものと推測される。その証拠に県民一人当たり消費支出を調べると、平成5年度、平成6年度、平成7年度(いずれも分母は3月1日時点の県内総人口)についてそれぞれ186.6万円、187.9万円、188.0万円とほとんど顕著な差は見られない。

生活の復興のために耐久消費財等への支出が増大することが予想されたが、その一方で震災直後に発生した経済活動の一時的停止や、贈与経済の発生などにより、消費が縮小したことの影響もあり、これらの効果が互いにキャンセルされた結果であると思われる。

[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9)《第2編 総括検証》』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.385]

>

[引用] 既に再建されている戸建て持家住宅の大半が、ほとんど自力再建ともいえる条件下で再建を成し、遂げたと推定される。余裕の再建と見る向きもあるが、多額の個人負担をいただけることは事実である。[鳴海邦碩「住宅 - 震災の経験から学ぶべきこと」『阪神・淡路大震災復興誌』[第9巻]2003年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.82]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

05) ライフステージが進んだ段階、とくに60歳以上の高齢者が被災した場合の復興が難しくなっている。

【参考文献】

[引用] 震災からの復興には被災者のライフステージが大きく影響していた。20歳から30歳代の若い人は、40歳から50歳代の実年齢よりも復興感が高く、60歳以上の層では一層復興感が低かった。ライフステージが進んだ段階で被災し復興することの難しさ、とくに60歳以上の高齢者が被災した場合の復興の難しさを十分認識する必要がある。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.126]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

06) 家族関係のあり方が復興感を規定していた。

【参考文献】

[引用] 家族関係のあり方が復興感を規定していた。家族成員間の心理的な結びつき(きずな)、リーダーシップのあり方(かじとり)ともに中庸なバランスの取れた家族ほど復興感が高かった。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.126]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ

方が続いている。

【教訓情報詳述】

07) 生活復興感に関しては、地域による単純な有意差は見られない。

【参考文献】

[引用] 復興の地域差についてはこれまで、長田区や兵庫区での復興が遅れていると議論されてきた。しかし、生活復興感に関しては、地域による単純な有意差はみられなかった。長田区の結果は必ずしも復興感が低くなく、逆に中央区と灘区で大きな被害を受けた人は極端に復興感が低い傾向が見られている。この結果は、復興施策を地域性に着目して行うだけでなく、支援を必要とする人々や業種に着目して行うことの重要性を示唆している。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.127]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

08) 職業によって復興感に差が見られるが、被災地内の経済システムへの依存度の影響と見られる。

【参考文献】

[引用] 職業によって復興感に差が見られ、基本的に3層に分けることができる。農林漁業従事者、学生は復興感が高い。逆に、商工自営業者、産業労働者、サービス関連従業者、59歳以下の無職者、60歳以上の無職者は復興感が低い。専門・技術職、事務・営業職、管理職、主婦はその中間に位置している。この結果は、震災による商圏の構造変化が復興感を決める主たる要因であることを示唆している。震災による商圏の変化は、商工自営業者にさまざまな直接的で長期的な影響をもたらす。その波及効果は被災地内に雇用を求めるサービス関連従業者や産業労働者に及んでいる。極端な場合には、失業に追い込まれる。それとは対照的に、復興感が比較的高い業種を見ると、専門・技術職、管理職、事務・営業職など、被災地外とのビジネスが比較的容易な職種である。さらに、もっとも高い復興感を示しているのは、学生、主婦などの震災以前から社会参加の程度がさほど高くない人々、あるいは自給自足性が高い農林漁業従事者である。以上要するに、被災地内で完結する経済システムへの依存度が高いほど復興感が低くなることが示唆される。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2002/1),p.127]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

09) 2003年度の市民アンケート調査では、暮らし向きが震災前よりも低下している人についても、その原因は不況など全国的課題や個人的な問題によるものが大きい。

【参考文献】

[引用] (平成15年度1万人アンケート調査結果から)
暮らし向きが震災前よりも低下している人についても、その原因は神戸特有の震災による影響よりも、不況など全国的課題や個人的な問題によるものが大きい[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.188]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

10) 地震発生から10年近くが経過した時点では、住宅、市街地整備、インフラ分野の復興が進み、産業復興分野が遅れていると認識されている。

【参考文献】

【参考】被災地で支援活動を行っている300人を対象としたアンケート調査(2003年度)では、分野別の復興の現状認識として、「『住まいづくり』『ライフライン』『街並み・景観』『道路・鉄道・港湾等』『区画整理・市街地再開発』など住宅、市街地整備、インフラ分野の復興が進んでいるとの認識が多いが、『雇用』『既存産業の活性化』など産業復興分野は全体的に低い。」とされている。[『復興モニター調査2003 報告書』兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部(2004/1),p.17]

> 【引用】まちの復興が遅い(「かなり遅い」+「やや遅い」との回答が全体傾向(16.8%)より多い地域は、長田区(48.5%)、兵庫区(30.0%)、淡路島(26.1%)中央区(24.4%)などである。

地域の夜の明るさが震災前より暗くなったとの回答が全体傾向(19.2%)より多い地域は、長田区(39.7%)、淡路島(21.7%)である。

[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2004/3),p.12]

> 【引用】くらしむき(家計)の全体傾向をみると、震災前に比べて収入が減った人の割合が52.1%(前回調査比+11.0ポイント)、支出が減った人の割合が20.3%(同+10.4ポイント)、預貯金が減った人の割合が64.7%(同+0.7ポイント)となっている。前回調査と比べると、収入の減少分を、預貯金の取り崩しだけでなく、支出を押しさえることによって、家計全体のバランスを図っている状況が浮き彫りになっている。[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2004/3),p.13]

> 【引用】年商・売上が震災前より「3割以上減少」が30.7%となっている。特に、商工自営業は約9割が年商・売上を減らし、厳しい状況になっている。…(中略)…

年商・売上の増減理由については、震災3年目以降、震災の影響が大幅に減少している。

[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2004/3),p.14]

> 【引用】(生活復興カレンダー)
・「自分を被災者だと意識しなくなった」と感じている人は、震災1年後(1996年)に過半数を超え、2005年1月時点では75.5%であった。
・「地域経済が震災の影響を脱した」と感じている人が過半数を超えたのは、震災10年目の2005年1月であった(52.6%)。

[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2006/3),p.11]

> 【参考】平成15年度、平成17年度の復興状況の認識について、それぞれ[『復興モニター調査2003報告書』兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部(2004/1),p.-]、[『阪神・淡路大震災-復興モニター調査2005報告書』兵庫県県土整備部住宅復興局復興推進課(2006/3),p.-]にまとめられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

11) 地震発生から10年近くが経過しても、被災からの立ち直り状況には依然として被災程度による差が歴然と残っている。

【参考文献】

【引用】被災者の時系列的な生活復興カレンダー(被災者のさまざまな気持ちや行動が全体の過半数を超えた時期)をみると、「不自由な暮らしが当分続く」と覚悟したのは震災当日の夜、「被害の全体像がつかめた」のは翌18日午前、「もう安全だと思った」のは1月30日～2月5日、「仕事/学校がもとに戻り」、「すまいの始末がついた」のは2月中となっている。

「自分が被災者だと意識しなくなった」人が全体の過半数を超えたのは1996年(58.5%)であり、調査時点(2003年1月)では82.8%となっている。家屋被害別に見ると、「家屋被害なし」の被災者では95.7%、「一部損壊」では87.0%、「半壊」では73.8%、「全壊」では65.9%、「*層破壊」では47.5%となり、家屋被害程度の大き

い被災者ほど低い割合となっている。

*「層破壊」とは全壊家屋のうち、ある階がつぶれたり瓦礫状態になった家屋の状態のことであり、それ以外の全壊家屋より死者発生率が高い。

[『生活復興調査 調査結果報告書』兵庫県(2004/3),p.15]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

02. 市民や事業者の生活再建・復興についての意識は、震災後約5年を経ても厳しい感じ方が続いている。

【教訓情報詳述】

12) 家庭における役割や家族の絆など、女性を取り巻く従来からの問題が震災により顕在化した。

【参考文献】

[引用] 震災同居”という言葉はだれが使いたったものだったか。震災と同時に夫の被災した親戚たちが子連れでどっと移ってきたが、妻は世話にきりきり舞い、親戚たちはしてくれて当たり前の態度で腹が立つが言えない。夫と妻と双方の親が被災したのに、夫は自分の一存で親を引き取り、妻の親の方は知らんぷり。同居を始めた夫の両親は家賃も払わず、掃除もせず、嫁をこき使うのみ。避難先の夫の実家では、お手伝いさん扱いされた上、子どものしつけをとにかく言われてもういられない等々。

嫁役割だけでなく母親はかくあらねばならぬという母親役割にとらえられ、夫に丸投げされた子育てに震災での不安が重なる。

[古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.207]

>

[引用] 夫婦関係の相談電話で目立ったのが離婚に関するもので、震災前の2倍というデータがある(女性センター)。その一方で、夫婦や子どもが協力しあい、家族の絆が強まったと感じた人も多い。震災という非常事態に、それまであまり会話もなくバラバラ感のあった家族の間に家やこれからの生活のことで会話が増え、結束して危機を乗り越えている。共同作業は絆を固めるのに役立った。[古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.207]

>

[引用] 仕事を失った夫の暴力は、アルコールの力を借りて激しさを増す。「男性は震災によるさまざまなストレスを妻への暴力などの行為で代償している」と夫の暴力について沢山の相談を受けている女性センターは見ている。[古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.208]

>

[参考] 21世紀ヒューマンケア研究機構家庭問題研究所の「震災と家族、震災10年目の検証」が[古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.222-228]に紹介されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

01) 新市街地に建設された大規模な災害復興公営住宅団地におけるコミュニティ形成が、今後の街づくり、被災者の生活再建等に関わる恒久住宅入居後の大きな課題であるとされている。

【参考文献】

[引用] 以前からコミュニティ活動が盛んであった地域では、祭りなどのイベントを通して地域の一体感が高まっている。しかし一方で、西宮浜の新市街地など、震災後にできた新しいまちなどでは、コミュニティの立ち

上がりが進んでいないところがある。[『阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.245]

> [参考] 復興災害復興住宅団地として建設されたHAT神戸・灘の浜団地、南芦屋浜団地、西宮浜団地について、震災後6年後のコミュニティ形成の現状と課題がまとめられている。[『都市住宅学会関西支部シンポジウム 災害復興住宅団地のコミュニティ形成に関する調査研究報告会 ~復興団地のコミュニティ~』(社)都市住宅学会関西支部復興団地コミュニティ調査研究会(2001/2),p.-]

> [引用] 現在では、被災者の多くは公営住宅等に入居されているが、災害復興公営住宅入居者は、高齢者が多いため、

1. 自治会組織の結成が難しいところがある。
2. 団地内でのコミュニティがかけている。
3. 低所得者層で、家賃が払えず滞納者が増えている。

以上のような課題を抱えており、公営住宅の管理・運営のあり方について検討を行う必要がある。

[佐藤保「復興住宅の募集・管理について」『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 -』兵庫県まちづくり部(2000/3),p.72]

> [引用] 災害復興公営住宅では、65歳以上の入居者の占める割合を示す高齢化率が極めて高い。被災自治体の調べによると、同住宅を管理・運営する、同県を含む16自治体のうち15自治体で30%を超えている。…(中略)… 最高は芦屋市営の54.7%、また、復興住宅での独居死、自殺者が目立ち(99年度1年で計38人)、うち65歳以上が24人だった。[『阪神・淡路大震災復興誌 [第5巻] 1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.84]

> [引用] 復興公営住宅には、震災という予期せぬ災害さえなければ、団地居住を選択しなかったであろう人々、震災で住まいを失っただけでなく、「住まう」という営みを支えていたさまざまな資源を失った人々が居住している。抽選ではずれたために意中の公営住宅に入れず、やむをえず現住宅に入居した人も少なくない。こうした事情は、団地のコミュニティ形成に大きな影を落としている。[檜谷美恵子「西宮浜復興団地のコミュニティ形成の現状と課題」『報告きんもくせい 01年3月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/3),p.8]

> [引用] 「お年寄りを親切にしたり、家に招き入ると、用もないのにしょっちゅう尋ねてこられたりするので困ります。誰かに頼りたいという気持ちが強いのでしょう。家族生活もありますし、全面的に頼られると困るので、かわいそうだと思っても、家には絶対あげません。」一方が他方にたいして一方的に支援するといった、互恵性を確認できないような状況のもとでは、近隣との付き合いにたいして否定的にならざるをえない。…(中略)…

仮設住宅を経て現住宅に入居したという経緯が、居住者の団地管理への取り組み姿勢に及ぼす影響も無視できない。

「入居当初は、仮設のときの甘えを引きずって、なんでもやってもらえるという意識の人が多かったので、たとえば集会所のような団地内の施設を自主管理するというのを、ほかの入居者に理解してもらおうが大変でした。」…(中略)…

高齢者に偏った居住者構成は、近所づきあいにおいても、相互扶助をめぐる利害関係がただちに意識化されるという問題を内在させている。また、こうした問題と向き合い、解決をはかっていくために利用できる資源が限定されるという点においても、コミュニティの内発的な力をそいでいる。

[檜谷美恵子「西宮浜復興団地のコミュニティ形成の現状と課題」『報告きんもくせい 01年3月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/3),p.9]

> [引用] 市営住宅、県営住宅では、入居開始と同時に、自治会を兼ねた管理運営委員会の設立が目指された。しかし、調査を実施した1999年末時点で、自治組織的機能をもつ管理運営委員会が結成されていたのは市営住宅のみであった。市の住宅管理課の担当者は、役員候補者を探すなど、結成に向けたはたらきかけを行うとともに、結成後も、規約の策定や総会、役員会の議事進行などを支援していた。一方、県営住宅では、管理事務所から居住者による団地管理を支援するために派遣される「いきいき推進員」、委託された管理推進員と、自発的な居住者グループによる管理協力活動が展開されていた。公団住宅では、専門事業者が日常管理業務を遂行しており、緊急連絡員をのぞく一般居住者は、管理活動には関与していなかった。…(中略)…

復興団地のコミュニティ形成をめぐる表出している諸問題は、年齢、所得、家族構成等の点で均質な入居者を一度に集中居住させることにより、コミュニティの構成員を著しく偏ったものにしてしまったことと結びついている。このために、相互扶助的なシステムを内在させた共同管理や自治活動が停滞もしくは機能しないという状況が生み出されている。相互に互恵性が確認できない状況のもとでは潜在的な扶助の担い手層があらわれにくく、あらわれても過度の負担を負う。負担が大きいため引き受け手がますます制約される。この悪循環により、相互扶助を想定すること自体が困難になっている。…(中略)…

管理運営委員会による住宅管理は、居住者の共同意識を高め、管理活動への参加を促していることから、居住者の組織化をすすめる住宅管理制度や、付随する行政からの働きかけは、コミュニティ形成に有効であると考えられる。ただし、共同管理や住民交流事業への補助金給付は居住者の共同にマイナスに作用する場合がある。また、コミュニティ形成にかかわる行政施策の総合化が求められる。…(中略)…

相互扶助は、地域生活の質を高め、連帯感や共同意識を醸成する。コミュニティ形成の目的をここに求めるのであれば、団地の入居者構成を変化させるための取り組みが必要である。同時に、自治組織立ち上げへの支援、現在の入居者構成に即した柔軟な管理制度の運用、また、共同管理や扶助の担い手層への負担を軽減するための支援措置、とりわけLSAのいっそうの活用をはかることが求められる。

[檜谷美恵子「西宮浜復興団地のコミュニティ形成の現状と課題」『報告きんもくせい 01年3月号』阪神大震

災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/3),p.10]

>

[引用] 仮設住宅のリーダー達が復興住宅でもリーダーとなっているが、このことは二つの意味を持つ。まず仮設住宅から復興住宅へ連続性があり、仮設住宅同様、自治会結成に行政の影響力があつたということである。…(中略)…もう一つは、震災前のコミュニティ運営の手法が復興住宅では用いられないということである。震災前の居住地に下町的なコミュニティがあつたのかといった点は別としても、少なくとも復興住宅のリーダー達に震災前のコミュニティ運営の影響はない。新しい方法でコミュニティが運営されている。

…(中略)…自治会の設立過程における行政の影響は、自治会が公的な組織であるという意識を生み、自治会長が高齢者の面倒をみる、あるいはボランティアに頼らないことが自立と考えるといった状況に繋がる。自治会であるがゆえに柔軟な対応ができなくなっているのである。…(中略)…

ヒアリング対象者の震災前の住宅形式は長屋、文化住宅、木賃アパートが多く、交流環境として、長屋など低層で柔らかな共同居住形式や仮設住宅の開放的な集住形態から、一挙に閉鎖的で堅固な環境に変化したことのギャップは大きい。ただ、このギャップに対する順応の仕方はかなり個人差がある。さまざまな要因からコミュニケーションの困難な人にとって、このギャップは重くのしかかっている。とくに住戸回りの閉鎖性に対する不満が多く、仮設住宅の解放性と比較して現住宅により閉鎖感を感じている。

[復興団地コミュニティ調査研究会・灘の浜ワーキンググループ/三輪康一「HAT神戸・灘の浜復興団地のコミュニティ形成」『報告きんもくせい 01年1月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/1),p.3-4]

>

[引用] (都市住宅学会の調査より)

そもそも、震災後の住宅問題のほとんどは、第一次調査で実態を確認した住宅の倒壊によってもたらされたものであつた。本来は人々の生命を守るはずであつた住宅の倒壊によって少なからぬ死者がでたということも、われわれはまず、重く受けとめなければならない。また、住まいやまちづくりの研究には、災害危険度が極めて高い老朽住宅や劣悪な住環境が今なお放置されている現実に対して何ができるのかが厳しく問われているのだということを感じねばならない。…(中略)…

生きのびた被災者にとっても、住宅の倒壊は単なる物の滅失、財産の喪失だけを意味するものではなかつた。住まいを失うということが、生活の基盤を失うことを意味し、人々のアイデンティティの対象を失うことを意味するのだということも、われわれは、第二次調査を通じて、多くの被災者の苦悩に満ちた生活再建過程から学んだ。

[高田光雄「災害復興住宅団地に関する調査研究について」『報告きんもくせい 00年11月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2000/11),p.1]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

02) 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【参考文献】

[参考] 「震災当初の応急仮設住宅への大規模な入居を経てその後恒久住宅への移行が着実に進む中で、仮設住宅入居者の暮らしを支えながら、円滑な恒久住宅への以降を支援するとともに、移行後の新たな不安や孤立感を緩和し、生きがいづくりや仲間づくりを通じて新しいコミュニティに親しめるよう支援していくためのさまざまな施策が展開されてきている。」として、各種の支援策が[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.79-80]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市は、「恒久住宅生活支援プロジェクトチーム」を97年8月に各区に発足させ、仮設住宅及び恒久住宅入居者の支援を行った。地域見守りのため、生活復興相談員、高齢世帯支援員、生活援助員、健康アドバイザーの派遣を行ったことなどの支援策が、[「阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建 - 5年の記録 -」神戸市生活再建本部(2000/3),p.146-158]に記述されている。

>

[引用] 民生委員児童委員や婦人会、自治会等の地域団体、ボランティア、保健婦、ケースワーカー、地域福祉活動コーディネーター等による、公私協働した地域見守り活動が積極的に展開された。[「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」神戸市(2000/1),p.248]

>

[引用] 規模が大きい団地の方が、小規模な団地に比べて、コミュニティ活動は活発である。

居住者の多い大規模団地を中心に、多くの支援が行われてきたが、今後は、小規模団地も視野に入れたコミュニティ活動等への参加を高めるための、きめ細かい支援を進めていくことが望まれる。

[「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書」兵庫県(2003/8),p.92]

>

[引用] 頼りになる人が「とくにいない」居住者は、緊急時及び生活上の問題の相談相手として、LSA等を選ぶ可能性が高く、これらの支援者が安心・安全な暮らしを支える重要な役割を担っていることが確認できた。

また、LSA等の公的支援者は、居住者全体の自治会活動や地域活動の参加度を高めており、コミュニティづくりにおいて果たす役割も大きいことが、明らかとなった。

[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.93]

>

[引用] 「被災高齢者自立支援事業」等の実施や見守り対象の高齢者が震災によりメンタルケアが必要なことが多いことも相まって、LSAの活動を抜きには被災高齢者の見守り体制は語れないと言っても過言ではない。[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.160]

>

[引用] 喪失されたのは住宅だけでなく、実は社会生活における関係性でもあった。その喪失のすきまを埋めようとする働きの一つが、高齢者見守り制度であった。復興住宅とは単なる大規模な集合住宅ではなく、見守り制度のような社会サービスとコミュニティ形成支援とが相まって初めて「協働型集住」という地域社会でのすまいになりうる。このようなすまいと関係性を再獲得してこそ、復興・再生のプロセスが成就したと言える。[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.199]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

03) 南芦屋浜地区では、入居前からのワークショップやアートづくりを通してコミュニティ形成、環境づくりを行う「コミュニティ&アート計画」の取り組みが行われた。

【参考文献】

[参考] 南芦屋浜災害復興公営住宅では、専門家と住民の協同によるワークショップを通じ、交流・共同の空間を環境アートとして整備し、住民が共同して草花等を育てる「だんだん畑」等を設置するなど「コミュニティ&アート計画」による環境づくりが行われたことが紹介されている。[『復興へのあゆみ/阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市(2001/3),p.121-123]

>

[参考] 「コミュニティ&アート計画」については、[『育てる環境とコミュニティ - 南芦屋浜災害復興公営住宅の試み』南芦屋浜コミュニティ・アート実行委員会、住宅・都市整備公団(1998/9)p.-]に詳しい。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

04) 防犯等の面から、復興住宅対策交番員等による復興住宅等への立ち寄りが強化された。

【参考文献】

[引用] 防犯等の面からのケアとして、平成10年度から警察OBを「仮設住宅対策交番員(平成11年1月からは「復興住宅対策交番員」と名称を変更)」として交番に配置し交番勤務員(警察官)の仮設住宅及び復興住宅への立ち寄り活動を強化し各種の支援活動を実施した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.80]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

05) 復興公営住宅団地のコミュニティ形成は、被災地全体と大きな差のないレベルまで達してきている。

【参考文献】

[引用] 近所づきあいや地域活動への参加状況を、今回の調査と「2001年生活復興調査」で比較したところ、まったくゼロから出発した災害復興公営住宅のコミュニティが、わずか5～6年の間で1割程度の差にまで被災地全般に近づいていることが明らかになった。[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.91]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

06) 復興公営住宅団地の入居者の復興感、自治会活動等への参加、人とのふれあい等による影響が大きい。

【参考文献】

[引用] 居住者の生活復興感と関連の深いコミュニティづくりについては、(1)居住者自らが地域活動などに積極的に参加していくこと、(2)地域団体やボランティアなどが地域住民と連携して、地域活動の充実やコミュニティの担い手を育成していくこと、(3)行政がコミュニティづくりを支援していくことなど、自助、共助、公助が三位一体となって、様々な取り組みが展開されることにより、その促進が図られることが判明した。[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.92]

>

[引用] 組織としての体制が整っている自治会に属している入居者の生活復興感が高い。また、自治会活動等への参加は、個々人の生活復興感を高めるだけでなく、コミュニティ全体に与える影響も大きいことが明らかになった。[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.93]

>

[引用] 被災後の生活設計に影響を与えた人物(重要他者)との出会いや自宅への訪問者の存在など、人と人との交流が、個々人の生活復興感を高めることが明らかになった。

外部支援者による見守り活動やボランティア団体等による友愛訪問などは、人と人との交流を高め、閉じこもりがちな高齢者のケアのみでなく、居住者全体のコミュニティ活動の活性化に寄与している。

[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.93]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

07) 居住者間のネットワークづくり等のコミュニティ活動の構築に向けた一歩踏み込んだ支援活動が、居住者全体の生活復興感の向上に効果をあげている。

【参考文献】

[引用] 震災後から、NPOやボランティアグループ等が、各地の災害復興公営住宅などで開催している行事や講座などは、交流の「場」とボランティアが活躍できる「しくみ」の組み合わせであり、コミュニティの活性化につながっている好例といえる。[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.93]

> [引用] 外部支援者が、被災者の日常生活の支援に止まらず、居住者間のネットワークづくり等のコミュニティ活動の構築に向けた一歩踏み込んだ支援活動が、居住者全体の生活復興感の向上に効果をあげている。[『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.94]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

08) 被災高齢者を定期訪問し、安否確認や生活相談などを行う高齢世帯生活援助員(SCS)を、基金事業として実施している。

【参考文献】

[引用] 基金事業の高齢世帯生活援助員(SCS)は、福祉現場の経験者百二人が復興住宅に被災高齢者を定期訪問し、安否確認や生活相談などを行っている。現場からは事業の継続を望む声が上がっており、国に対し県が、SCSの代わりに既存制度の生活援助員(LSA)を復興住宅に派遣できるよう基準緩和を求めたが、国が難色を示していた。

井戸知事は「詳しい収支はまだだが、〇五年度は基金で継続できる」とした上で、「SCSは復興過程で先駆的な取り組み。単なる巡回だけでなく、高齢者と地域をつなげる役割も担ってほしい」と話している。

[神戸新聞記事「復興基金の残額数十億 高齢者見守りを継続」(2004/12/25),p.-]

> [引用] シルバーハウジングのない災害復興公営住宅の高齢者の見守り体制を強化するため、従来の生活復興相談員をLSA的な機能を有するSCS(高齢世帯生活援助員)として配置替することとし、新たな制度として創設した。

・生活復興相談員の訪問日数は、月1回程度であったが、これを週1回程度に強化するため、その対象を1人当たり200世帯から高齢者に絞り込んだ50世帯とする。

・活動を高齢者への支援に特化するとともに、一時的な家事援助等のLSA的な支援も行うこととした。

[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.167]

> [引用] LSAと比較すると、一見同様の業務と思われる高齢世帯生活援助員(SCS)は、実証的には団地活動度や独居死発見時刻の低減に、統計的には意味のある効果を有していないことが示唆された。…(中略)…「コミュニティづくり」業務を正規の業務として盛り込むことが、SCS活用の上で急務の課題である[立木茂雄「コミュニティづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.276-277]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

09) 自治会活動を再軌道に乗せるための支援が引き続き求められている。

【参考文献】

[引用] 比較的円滑に自治会などの地域活動が再軌道に乗った地区と、今に至るまで自治会が結成できていない地区があるなど、大きな差が見られる。時間と労力、地域特性に応じたノウハウが必要であり、特に、核になる人材とそれを支えるネットワークの有無が重要であることが明らかになった。[小西康生「県民の参画と協働による取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.20]

> [引用] 大規模・郊外型の団地には、公的支援者が配置されており、近隣関係づくりや、団地活動支援で効果を発揮した。一方、20戸以下の小規模団地においては、近隣関係・自治会活動とも低調であることが確認された。[立木茂雄「コミュニティづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野、兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.325]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

10) フェニックス推進員らが口伝えに情報を伝え、相談を受ける素朴な“原始的”方法が有効であることが明らかになったとの指摘がある。

【参考文献】

[引用] 仮設住宅でたくさんの被災者がとにもくらしした時期だ。情報について、この時期の課題は、必要な人に必要な情報がきちんと届いているか、ということだった。

多くの被災者が規模の大きい仮設住宅団地に一緒になって住んでいるのだから、お互いの付き合いが親密であれば、ほとんどの情報は漏れなく、団地内に広まるであろうという思いもあった。ふれあいセンター(集会室)の運営がうまくいけば、情報も半自動的に伝わるのではないかと期待もあった。しかし…(中略)…情報を発信しても十分に伝わった感触がつかめなかった。

そこで考えられたのが「ひと」による情報伝達だった。震災後に実施したフェニックス推進員制度の有効性を評価し、さまざまな推進員、サポーター、協力員などの名称の支援者が誕生した。結局は1人のひとが安否確認をし、口伝えに情報を伝え、相談を受ける素朴な“原始的”方法が、ハイテク時代に意外と有効であることが明らかになったのだ。効率性は悪くとも浸透性に勝っている「ローテク」手法の再評価がなされたのだ。

[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.344]

>

[引用] フェニックス推進員と協力員が自分のすまいの周辺を、新聞を手配りしながら情報の解説や「ここを見といてね」とひと声をかけることで、記事に注目を集めたり、反対に「このこともっと詳しく知りたいのだけれども、何か資料がないかしら」と尋ねられたりすることもあった。ひとがひとに伝える方法の有効さが認識された。

このフェニックスステーションの活動に対して、既存の地域団体から「自分たちの領域に勝手に入り込んでくる。県がこういう仕組みを実施するのはおかしい」と、反発が出る一幕もあった。逆にいうと、既存の団体が“脅威”を感じるほど、フェニックスステーションは活発に動き、成果を上げていたという例証でもある。

フェニックスステーションの制度は95年度に任期2年間で50人から始まり、99年度に178人の活動で、この制度は終了した。

[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.344]

>

[引用] 新たにお金をかけてチラシや広報物を作成するのは難しくとも、年間契約の新聞紙面や放送時間を活用していないのは何故か。もしかすると、他に伝えなければいけないことがたくさんあって、年間契約のスペースや時間はそちらに使っているのかもしれない。情報の伝達ルートは多様なほど伝わる度合いは高まる。重要な情報であれば、なおさら多様なルートをつくらなければいけない。…(中略)…

この調査で記者発表以外の活用が少ないと疑問を投げたが、この時期の仮設住宅団地のふれあいセンター(集会室)の棚には県市町からのかなり多種類の印刷物が積み上げられており、またそれが読まれていなかったという印象も残っている。読まれないほど多様な印刷物が届いていたと理解していた。

[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.348]

>

[引用] 課題が個別的、つまり一人ひとりが違った訴えをしていると大量の印刷物などで画一的に対処するのは無意味となる。ここでやはり重要になるのが援助員や相談員の1対1の面接によるパーソン・ツー・パーソンの対話型情報伝達および解説だ。当事者や何回も会って親しくなっていれば、とことん話を聞いて回答する。これは相手の顔を見ながらの情報提供だから、印刷物や放送などはまったく違った間合いの計り方、説明の方法にバリエーションを働かすなどの、オーダーメイドの支援が可能となる。こうした人力による情報伝達がこの前の時期に引き続いて有効であった。[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.350]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

11) 当該住宅以外から民生委員を選出せざるを得ず、入居者の情報が民生委員に十分行き渡らない、入居者と民生委員間の被災体験に温度差があるなどの課題があった。

【参考文献】

[引用] 大規模な仮設住宅やあるいは災害復興公営住宅が加古川市等被災地から外れたところに多く建設されたこと、また、入居者の高齢化率が高い等の課題により入居者の中で民生委員のなり手がなかったことにより、当該住宅以外から民生委員を選出せざるを得ず、個人情報の保護の観点から入居者の情報が民生委員に十分行き渡らないとか入居者と民生委員間の被災体験に温度差があるなどの課題があった。[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.161]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

12) 老人クラブも、市町・社会福祉協議会等と連携して地域における見守り活動に参加した。

【参考文献】

[引用] 老人クラブも、市町・社会福祉協議会等と連携して地域における見守り活動に参加し、声かけ・安否確認、家事・生活援助、悩み相談等、単位老人クラブが活動してきた。
一方、兵庫県老人クラブ連合会や市町老人クラブ連合会も高齢者相互支援事業として、シルバーリーダーを中心に、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の家庭訪問を行い、介護援助・家事援助・対話等の高齢者福祉活動に携わっている。
[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.173]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

03. 恒久住宅への入居後も、新たな不安や孤立感を緩和し、新しいコミュニティに親しめるよう支援していくケアが継続されている。

【教訓情報詳述】

13) 復興公営住宅では、震災10年を前に徐々にコミュニティが培われ、他の住宅とほとんど変わらない近所づきあいが行われるようになった。

【参考文献】

[引用] (独居死者の)死亡発見までに要した時間の中央値を復興公営住宅とその他の地域で比較すると、復興住宅では、2001年が3日、2002年は2.5日、2003年は2日と、年を経るごとに半日ずつ短くなっていった。一方、復興住宅以外では、2001～2003年とも2日だった…(中略)…
その要因として人間関係(近所づきあい度)が発見短縮要因となっていることを鑑みると、見知らぬ被災者同士が入居した復興住宅だが、住民やLSAなどの支援者らの努力で震災10年を前に徐々にコミュニティが培

われ、他の住宅とほとんど変わらない近所づきあいが行われるようになった、と評価することができる。
[立木茂雄「コミュニティづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.295-296]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

04. 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う第三者機関として「被災者復興支援会議」はⅡ、Ⅲと展開している。

【教訓情報詳述】

01) 生活再建の基礎をつくる段階で、数々の提言をしてきた前身の被災者復興支援会議を受け継ぐ一方、中長期的視野で被災地の問題解決にあたる「被災者復興支援会議Ⅱ」が99年4月に発足した。

【参考文献】

[引用] 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足し、99年4月16日、フェニックスプラザで第1回全体会議を開いた。生活再建の基礎をつくる段階で、数々の提言をしてきた前身の被災者復興支援会議を受け継ぐ一方、中長期的視野で被災地の問題解決にあたることになった。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.93-94]

>

[引用] 被災者復興支援会議は当初の「Ⅰ」が98年度末で“自主解散”し、99年4月には「Ⅱ」がメンバーも新たに発足した。震災直後の混乱期に立ち上がった「Ⅰ」と異なり、「Ⅱ」は非常時の復興から平常時への移行期にあたり、未復興被災者の生活再建とともに震災の教訓から得た新しい市民社会の仕組みづくりにも重点を置いた活動を続けてきた。しかし、支援会議Ⅱも数々の問題点を提起しながら今年(2001年)3月末で自主解散した。[松本誠「被災者復興支援会議の“応援団”スタート 円卓支援会議(ワンツー・ラウンドテーブル)」『報告きんもくせい 01年6月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/6),p.1]

>

[参考] 「被災者復興支援会議Ⅱ」の活動状況は、[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.93-97]に紹介されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

04. 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う第三者機関として「被災者復興支援会議」はⅡ、Ⅲと展開している。

【教訓情報詳述】

02) 本格的な生活復興期を迎え、個別、多様化した被災者の生活復興支援、市場・商店街の活性化や雇用の創出、安全・安心で魅力的なまちづくりなどの課題に対応する「被災者復興支援会議Ⅲ」が2001年4月に発足した。

【参考文献】

[引用] (被災者復興支援会議)
平成7年7月に発足したが、震災直後の応急対応期においては仮設住宅の整備など住まいを中心とする緊急課題の解決に集中的に取り組んだ。平成11年4月に発足したパートⅡは、非常事態から日常生活への移行の過渡期において、被災者の支援を継続する一方、コミュニティ形成、心のケア、しごとの復興など、日常課題の解決に多面的に取り組んだ。平成13年4月からは、パートⅢが発足している。本格的な生活復興期を迎え、個別、多様化した被災者の生活復興支援、市場・商店街の活性化や雇用の創出、安全・安心で魅力的なまちづくりなどの課題に対応してこうとしている。

運営の基本は、被災者と行政の間に立った第三者の機関であるが、その活動の中心は「アウトリーチ」である。被災者の生活復興について直接現場に出かけて生活実体の把握や意見を聴く「移動いどばた会議」を基本に、支援団体などとのフォーラムとか意見交換を繰り返す「現場中心」を貫いている。そして、行政のプロジェクトチーム等の協力を得て、行政施策の考え方や取り組み状況をチェックし、被災者の視点に立って、生活復興に関する提言、助言を行うのである。そしてこのことが「復興かわらばん」を通じて情報提供されるシステムである。

[井戸敏三「パートナーシップ」『報告きんもくせい 01年8月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワ

ーク(2001/8),p.1]

>

[引用] 2001年5月25日の第1回円卓支援会議(被災者復興支援会議Ⅲ)では、中間支援組織のあり方について議論された。

中間支援組織がなぜ必要であるかについて、インターメディアリーとして未だ独り立ちできない人や集団に対して、共に伴走したり応援したりしながら軽い“お節介”をやいていく機能が必要である。

そして、個人と公共(行政)の隙間をうめる、また、多様で細やかな地域のニーズへの対応ができるような組織や仕組みが求められている、とされている。

[松本誠「被災者復興支援会議の“応援団”スタート 円卓支援会議(ワンツー・ラウンドテーブル)」報告きんもくせい 01年6月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/6),p.2]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

04. 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う第三者機関として「被災者復興支援会議」はⅡ、Ⅲと展開している。

【教訓情報詳述】

03) 神戸市では、兵庫県の「被災者復興支援会議」と同種の取組として、行政へ適切な助言を行うことを目的とし、学識経験者、住民代表、ボランティア代表により構成される「市民のすまい再生懇談会」が96年6月に発足した。

【参考文献】

[参考] 神戸市では、被災者がすまいの再生を果たすまでの間、再生の方策を検討し、緊急に取り組んでいくべきことなどを議論し、行政へ適宜、適切な助言を行うことを目的として、学識経験者、住民代表、ボランティア代表により構成される「市民のすまい再生懇談会」が96年6月に設置された。99年3月に解散するまでの提言概要等が[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.97-100]にまとめられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

04. 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う第三者機関として「被災者復興支援会議」はⅡ、Ⅲと展開している。

【教訓情報詳述】

04) 当初の支援会議の位置づけは、行政側の体制が平常化していくとともに変化していった。

【参考文献】

[引用] 支援会議の提言が行政側に受け入れられ、迅速に実現していった背景には、(i)もちろん、震災直後は、行政側も混乱しており、どう対応してよいかもわからないという状況があったこともあるが、(ii)復興基金によって財政的にも機動的な施策化が可能だったこと、(iii)知事を頂点とする行政組織内部において支援会議に対する強力な権威づけがあったこと、(iv)プロジェクトチームのメンバーの熱心さ、が大きい。したがって、行政側の体制が平常モードに戻っていくとともに、その位置づけも変容せざるをえないところがある。…(中略)…

行政が通常モードに回復していくにつれて、震災前と同様の決定プロセスによって震災復興のための施策・事業を決定し実施していく傾向にあった(し、あるいは支援会議のメンバーからすれば行政との「認識のズレ」を感じていくことになる)ことも事実だったのであり、これは、会議が「非日常の特殊な存在」としてしか理解されていなかったことの証拠でもある。

[山下淳「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.231-233]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建 [08] 市民生活

【教訓情報】

04. 被災者と行政の中間に立って、双方に提言や助言を行う第三者機関として「被災者復興支援会議」はII、IIIと展開している。

【教訓情報詳述】

05) 兵庫県は被災者復興支援会議を解散、震災10年以降の復興施策のフォローアップを行うため、復興フォローアップ委員会を設置した。

【参考文献】

[引用] 兵庫県では、復興10年後の残された課題である「高齢者自立支援」「まちのにぎわいづくり」に対応し、復興施策等の総合的なフォローアップを円滑かつ効果的に推進するため、学識者や活動実践者などにより構成する「復興フォローアップ委員会」を設置し、震災復興の現状分析や課題の抽出、今後の取り組み方策などについて、継続的なフォローアップを行っています。[『復興フォローアップ委員会(平成17年度)』兵庫県ホームページ[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000005.html\(-/-\),p.-](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000005.html(-/-),p.-)]

>

[引用] 復興基金や県の復興部局を解消した後、創造的復興の担い手となるのは、地域コミュニティを含む、さまざまな民間団体だ。その力を引き出すには、調整やネットワークの核となる中間支援組織が要る。ところが、現実には、今年度末でなくなる組織が多い。この十年、被災者や現場のニーズをくみ上げる第三者機関として、数々の提言を行ってきた「被災者復興支援会議」が解散する。被災地発の実践的な県民運動として、地域力の向上に努めてきた「生活復興県民ネット」も、より緩やかな連絡会議に姿を変えるという。[神戸新聞記事『復興関連予算 / 残る課題の対応だけでは』(2005/2/28),p.-]

>

[参考] 平成18年度の復興フォローアップの結果は、[『阪神・淡路大震災 平成18年度復興フォローアップ報告』復興フォローアップ委員会(2007/2),p.-]にある。復興全般、及び「高齢者自立支援」、「まちのにぎわいづくり」のプロジェクト推進状況についてまとめられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

05. 震災後の被災地では、市民活動団体等の活動の活発化、ネットワーク化など、様々な活動展開が見られるようになった。

【教訓情報詳述】

01) 震災後の被災地では、多様な市民活動が活発に展開されるようになったという指摘がある。

【参考文献】

[引用] (神戸市内の市民活動団体257団体について見ると)震災後は政策系や中間支援型、ネットワーク型の団体が登場したのが特徴である。また、震災前にはごく一部でしか見られなかったまちづくり系や地域で自立・継続事業をめざす地域志向自立型が増えているのも特徴になる。有償、無償を問わず、専従、半専従のスタッフを抱える団体が増加し、“市民活動のプロ”が増大し、層が広がっていることも目立つ。…(中略)...

復興の折り返し点に立って、新しい市民社会の担い手として注目されているのは、市民事業継続型と中間支援型の2つのタイプといえる。市民事業継続型は、震災復興過程で新しい経済社会、地域社会を構築するコミュニティ経済の担い手として関心を呼んでいるコミュニティビジネスに取り組んでおり、兵庫県も積極的に支援している。中間支援型は、地域コミュニティの形成やまちづくり、障害者の自立、災害救援などのテーマ毎に地縁団体やボランティア団体の活動をネットワークしたり、人材供給・育成や資金供給、情報の提供などの支援活動に取り組んでいる。

[松本誠「担い手の復興 - 中間支援組織と」協働」の模索 -]『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.63]

>

[参考] 震災後に活発に展開されるようになった市民活動の中から、地域コミュニティ密着型の活動事例として、“プロジェクト1-2(ワンツー)”、“コミュニティ・サポートセンター神戸(CS神戸)”、“たかとりコミュニティセンター”、“まち・コミュニケーション”、“西須磨まちづくり懇談会”の事例が紹介されている。[松本誠「担い手の復興 - 中間支援組織と」協働」の模索 -]『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.64-67]

>

[参考] 震災後に活発に展開されるようになった市民活動の中から、テーマネットワーク型の活動事例として、“阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク”、“阪神・淡路まちづくり支援機構”、“被災地NGO協

働センター”、“被災地障害者センターと障害者地域生活支援ネットワーク”の事例が紹介されている。[松本誠「担い手の復興 - 中間支援組織と”協働”」の模索 - 』『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.67-69]

> [参考] 震災後に活発に展開されるようになった市民活動の中から、人・カネ・情報・知恵の提供型の活動事例として、“神戸復興塾と神戸まちづくり研究所”、“市民活動センター・神戸”、“しみん基金・K O B E”、“木口ひょうご地域振興財団”の事例が紹介されている。[松本誠「担い手の復興 - 中間支援組織と”協働”」の模索 - 』『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.69-71]

> [参考] “復興住宅・コミュニティ応援団”は、居住者たちの自律したコミュニティを育むための事業展開やそれを支援する新しい施策の実現をめざして、地元自治会や行政と協働して、復興住宅・コミュニティ再生事業「コミュニティ茶店」を実施している。[石東直子「復興住宅・コミュニティ応援団」の設立と社会実験として“コミュニティ茶店”を開店』『報告きんもくせい 01年11月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/11),p.3]

> [引用] 阪神・淡路大震災からの復興を願い、この地域の人々への精神的な支援を長期にわたって続けるため1995年7月に「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」が発足して5年目を迎えた。文化再生運動を中心にグリーンネットワーク事業、震災遺児の育英事業、復興支援事業の後援など活発な活動を続ける。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.139]

> [引用] 震災直後に被災者の緊急支援に立ち上がった団体が、2年目に恒常的活動団体へ脱皮し、専門化した。その内容は生活直接支援系、福祉医療系、まちづくり系の現場型三本柱を軸にして、全体横断的内容の人権多文化系、文化・情報系、インターメディアリー系を加えた6系統に及んでいる。…(中略)…活動の作風として次の4点が見つけられる。(1)普通の市民が自分で気付いたテーマに身の丈で取り組み、新しい課題を発掘するという全く新しい市民活動形態を生んだ。(2)従来のトップダウン行政の下請けではなく、市民ベース・コミュニティベースで、市民の、市民による、市民のための活動を創った。(3)各NPOが独自のテーマを深化させ、他のNPOとネットワークを組んでバーチャルな効果を上げた(4)コミュニティで専門化したプロのニュービジネスの方法を徐々に身につけ、「新しい公共」の分野を開きつつある。[大津俊雄「神戸のNPOの方向性」』『報告きんもくせい 99年7月号』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(1999/7),p.4]

> [引用] 震災後のまちづくりには二つの特徴があると思います。一つ目は多様なNPOが出てきたこと、二つ目には新しい関係性の構築が始まったということです。[中村順子「市民活動から見たまちづくり」神戸市民まちづくり支援ネットワーク「神戸」まちづくりの系譜と展開ノ市民まちづくりブックレット(6)』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク(2001/1),p.45]

> [参考] 震災を契機に生まれた日本災害救援ボランティアネットワーク(NVNAD)について、[渥美公秀・加藤謙介・鈴木勇・渡邊としえ「災害ボランティア組織の活動展開」神戸大学 震災研究会 『阪神大震災研究4 / 大震災5年の歳月』神戸新聞総合出版センター(1999/12),p.357-373]に紹介されている。

> [引用] 震災から8ヶ月が経過した中で、品田充義神戸市外国語大学助教授から「被災した市民が自立し、生活再建を進めて行くには、市民自らが問題点を整理し、学識経験者やボランティアとともに行政の担当者との意見の交換を行い、生活再建の課題を解決していく場を持つことが求められている」という呼び掛けを受け「市民交流会」が発足することとなった。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建 - 5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.161]

> [引用] 市民交流会は、仮設住宅から恒久住宅入居後の様々な問題について意見交換を行ってきたほか、災害復興公営住宅入居予定者を対象とした「災害復興公営住宅入居者事前交流会」の実施、生活便利マップの作成、震災学習などで神戸を訪れる修学旅行性の受入、「1.17K O B Eに“灯り”を」などの行事の実施を行っている。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建 - 5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.160-163]

> [引用] 震災後、被災地のNGO、NPOとさまざまな市民活動団体は、震災4か月後に起きたサハリン大地震を皮切りに、…(中略)…自然災害に対してその都度25回にわたって救援委員会を立ち上げ、被災者の救援、復興支援活動を展開してきた。当初は、「阪神・淡路大震災への救援・支援へのお返し」程度の認識からの出発だったが、災害救援活動を重ねていくうちに、新しい“被災地文化”ともいべき思想を積み上げていくことになり、「地球市民力」の構築や新しい国際連帯の芽を育ててきた。こうした5年余のプロセスから、常設の海外災害援助センターの構想を育み、2002年1月の震災7周年を機に、「海外災害援助市民センター(CODE=Citizens towards Overseas Disaster Emergency)」を発足させた。[松本誠「海外災害救援にみる新しい国際連帯の芽」』『阪神・淡路大震災復興誌[第6巻]2000年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2002/3),p.87]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

05. 震災後の被災地では、市民活動団体等の活動の活発化、ネットワーク化など、様々な活動展開が見られるようになった。

【教訓情報詳述】

02) 被災者の自立を支援する各種団体のネットワーク・支援組織として「生活復興県民ネット」が設けられた。

【参考文献】

【参考】被災者の自立をサポートする各種団体、ボランティアグループ、企業などをまとめ、ネットワークをつくり、幅広い活動を支援する組織として設けられた「生活復興県民ネット」の概要が紹介されている。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.86-88]

>

【引用】一九九六年十月八日に被災者の成果通復興に向けた活動に取り組む各種団体、ボランティア、企業などが連携・結集を図る「生活復興県民ネット」が発足した。これは被災者復興支援会議でも紹介されたUNC(unnet needs committee)等の機能を参考にして、被災者復興への支援策のルール整備を模索しようとするものであった。…(中略)…

一方的に「 をしてあげる」側と「 をしてもらおう」といった関係を、とるべきではないと考えた。そこで、「 をしてあげる」あるいは「 を提供する」という従来型の支援者を一方に置き、他方には「 をしてもらおう」ではなく「 を活用する機会を提供する」これまでの被災者を置くことにした。つまり、財とかサービスを提供する側とそれらを活用する機会を提供するがとの出会いであると考えた。これで双方が何かを提供することができるようになった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.109-110]

>

【引用】生活復興県民ネットについては、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.129-133]、[山下淳「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.253.-256]にも詳しく紹介されている。

>

【引用】平成8年10月に発足した「生活復興県民ネット」は、震災復興という非常時において、県下の様々なエネルギーの連携と集結を図り、県民の参画と協働のもと、被災者の生活環境の変化に応じたきめ細やかな生活復興県民運動を展開しており、市民が地域の公的領域を担う「新しい公」を先導するとともに、県民の「参画と協働」を実践する取り組みを展開してきたと言える。[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.95]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

05. 震災後の被災地では、市民活動団体等の活動の活発化、ネットワーク化など、様々な活動展開が見られるようになった。

【教訓情報詳述】

03) 市民運動を民間の側からも支援するため、民間の助成基金が相次いで設立された。

【参考文献】

【参考】「被災地のボランティア活動などの市民運動を民間の側から支援するため、寄付金などを原資として、助成基金等が相次いで設立されたことも、阪神大震災後の市民活動の特徴として注目される。」として、神戸文化復興基金、阪神・淡路ルネッサンス・ファンド(HAR基金)、コープともしびボランティア振興財団、阪神・淡路コミュニティ基金、公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金、市民基金・こうべ(KOBE)が紹介されている。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.267-270]

>

【引用】「市民が市民活動を支えていこう」という理念のもとに、草の根の活動を支援するため、1999年7月、「しみん基金・こうべ」が設立された。市民活動団体、企業、行政、学識経験者らが協力し、活発な活動を展開している。2000年1月には特定非営利活動法人として認証を受けた。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.136]

>

[引用] 市民運動を民間の側から支援するため、寄付金などを原資として、助成基金が相次いで設立された。具体的には、「阪神・淡路ルネッサンス・ファンド(HAR基金)」は住民の自主活動・自主組織への支援等を対象に助成を行った。また「コープともしびボランティア振興財団」は主に福祉分野のボランティア活動への助成を行っている。さらに、「こうべまちづくり六甲アイランド基金」は、神戸における国際的かつ文化的なコミュニティづくりに資する事業や活動への助成を行っている。このほか、NPO法人「しみん基金・こうべ」は、市民活動の基盤づくりを公的な援助のみに求めるのではなく、市民・企業市民が自発的に寄付を出し合っ

て市民の公益的活動を支えることを目的に設立された。平成8年10月に発足した「生活復興県民ネット」は被災地の1日も早い生活復興を目指して、各種団体、ボランティアグループ、企業、個人が幅広いエネルギーを結集したグループで、地域活動の担い手づくり、仲間づくりを目的とした「地域活動推進講座」を開催する団体への助成をはじめ、地域活動スキルアップ講座の開催や、地域活動ステーション事業などを実施している。

[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書」神戸市復興・活性化推進懇話会(2004/1),p.53]

>

[引用] フェリシモによる「KOBE HYOGO 2005 夢基金プロジェクト」や、P&Gによる「神戸まちづくり六甲アイランド基金」など、神戸に拠点を置く大企業が多額の助成を実施するなど、地域社会の一員として被災地の復興に大きく貢献している例もある。[端信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野/兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.145]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

01) 震災は、児童生徒の生活環境を変容させ、大きな影響を与えている。

【参考文献】

[引用] 地震は幼児・児童・生徒に死傷者を出しただけでなく、震災後の幼児・児童・生徒の生活環境を変容させている。同居家族が死亡した幼児・児童・生徒は400名をこえている。1ヶ月以上の長期にわたり避難所生活あるいはテント生活を経験した幼児・児童・生徒数は3000人をこえている。[『阪神・淡路大震災 神戸市立学校震災実態調査報告書』神戸市教育委員会(1995/8),p.60]

>

[引用] 調査時点で、居住地の変更等によって校区外から通学する幼児・児童・生徒数はおよそ3600人にのぼっている。このような校区外からの通学者の中には市内のみならず市外や県外からの通学者も含まれており、長時間の通学時間を要する児童・生徒がいることを示している。震災後学校園が再開したとはいえ、学校園によっては必ずしも幼児・児童・生徒の学習する環境が十分に回復したとはいえない状態が続いているといえる。このような校区外からの通学は、被災程度の大きい地域の学校園で多数生じていると考えられる。したがって、全市的規模で見ると、学校園の施設や設備の被災程度や使用可能性の相違と相まって、被災程度の大きい地域の学校園とそれほどでもなかった学校園との間で、幼児・児童・生徒の学習面での格差がさらに拡大する可能性が考えられる。[『阪神・淡路大震災 神戸市立学校震災実態調査報告書』神戸市教育委員会(1995/8),p.60]

>

[参考] 「震災による環境の変化は、児童生徒の生活に大きな影響を与えた。精神的な不安定から問題行動を起こしたり、不登校になったりなどのケースが見られた。」として、小中学校の児童生徒の問題行動の傾向、不登校(登校拒否)児童生徒への影響が[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』(1996/1),p.109-110]にまとめられている。

>

[引用] 震災が多くの家庭の基盤を壊した。失業や二重ローン、両親の不和、離婚…。震災から派生した二次的な問題が、子どもの心に重くのしかかっている[神戸新聞記事「2次的ストレスいま重く/復興担当教員8市町に現在130人」『復興あしたへ』(2003/1/22),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

02) 震災の影響は、児童生徒の健康面にも及んでおり、被害が大きい地域では児童生徒の肥満傾向が増している。

【参考文献】

〔引用〕(児童生徒の肥満傾向)

東灘区・灘区・中央区・兵庫区・須磨区南部の被災地域では、六年度と比較して、小学校では二～四ポイント、中学校で一～二ポイント増え、被災の少なかった地域では、小学校で一ポイント強、中学校で一ポイント前後の増となっており、被災地での肥満傾向が増している。

この原因としては、震災後、各家庭でこれまでの食生活や生活習慣を保てなくなっていること、運動する場所や時間が不足しがちであることが考えられる。

〔神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.194〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

03) 被災後の生活環境の変化が、児童生徒の問題行為の現れ方にも影響している。

【参考文献】

〔引用〕震災発生時から三月にかけては、児童生徒の転出や学校の休業短縮授業などで、問題行為は前年度に比べて減少傾向にあった。

しかし、緊張感が緩み始めた四月からは、問題行為は増加傾向に転じている。…(中略)…

特に、震災後の憂慮すべき問題としては、小・中学校とも、交通事故が増加していることである。

〔神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館(1996/4),p.196〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

04) 震災遺児に対して、あしなが育英会では実態の把握、奨学金の貸与、レインボーハウスの運営等の支援を行っている。

【参考文献】

〔参考〕あしなが育英会では、震災遺児の実態把握、奨学金の貸与、レインボーハウスの運営等の支援を行っている。こうした取り組みは以下のような文献にまとめられている。

〔あしなが育英会『黒い虹』廣済堂出版(1996),p.-〕

〔『震災遺児家庭の震災体験と生活実態 調査結果報告 平成7年度』あしなが育英会(1996/7),p.-〕

〔『震災遺児家庭の震災体験と生活実態 調査結果報告 平成8年度』あしなが育英会(1997/3),p.-〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

05) 震災遺児の心のケア施設の設置、支援事業等が各方面で行われている。

【参考文献】

【参考】阪神大震災子ども救援委員会が実施する「阪神大震災子どもケアネットワーク事業」として、(1)兵庫県養父町に子どもたちのケア施設「希望王国」を建設(2)子どもたちの世話をするボランティア「ユース・サポート隊員」の養成と活動(3)子どもたちの心の動きの定期的な調査、についての活動記録が「阪神大震災子ども救援委員会『はばたけ子どもたち 震災を乗り越えて / 阪神大震災子どもケアネットワーク事業記録集』(財)毎日新聞大阪社会事業団(1999/3),p.-]にある。

>

【参考】1999年1月に、震災遺児・孤児・被災児の心のケアハウスとして、芦屋市内に児童厚生施設「浜風の家」が開設された。[『復興へのあゆみ / 阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市(2001/3),p.158]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

06) 子どもたちの元気が、逆に周囲の大人を助ける場面もあった。

【参考文献】

【引用】学校で一生懸命働いているボランティアの姿を見て、勉強も大事であるが「自分にも何か出来ることはないのか?」「本当に自分は何もしなくてもいいのか?」と考えるようになってきた。

また、避難所で生活している生徒は、避難所で寂しい思いをしている高齢者、無口で一人佇んでいる高齢者を見て「何か助けてあげることができないか?」と思うようになった。ある小学生は、高齢者がガレージで生活している様子を見て「何かしてあげたい」と思い、食べ物や水を運んでいくといった行動を起こした。

【速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.241]

>

【引用】先ず最初にくれておきたいことは、地域の子供達が元気に活動したことである。ある子ども会や小学校区においては、子供達がグループを組んで普段の活動区域内において動き回った。…(中略)…

また、別の観点からは、子供たちの「元気」が大人を和ませてくれたということも見逃してはならない活動の一つである。

被災の大きさに戸惑い、経済的、精神的にも将来を危惧している大人の避難者にとって、子どもの元気な振る舞い、笑顔は何よりの救いとなったことはヒアリングの結果にも表れている。

【速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.245]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

06. 震災は、多くの震災孤児をうむなど、子ども達の生活に対して大きな影響を及ぼしている。

【教訓情報詳述】

07) 青少年関係団体は、青少年への様々な支援活動を行った。

【参考文献】

【引用】震災を契機として青少年関係団体の活動にも大きな変化がみられた。これらの団体は青少年の健全育成などを目的に震災前から地域活動や社会奉仕活動、自然体験やスポーツ活動などを展開していたが、震災を契機に新たな取り組みが展開されたケースもあった。

また、遺児、孤児などの青少年を支援する団体においては、震災を契機に、これまでと全く違った施設を設置するなどの取り組みが見られた。

このように、震災は青少年のみならず青少年を取り巻く団体の活動にも変化をもたらした。

更に、これらの団体は、震災前から地域活動や社会奉仕活動などにより、地域との関わりも深く、このことが復旧・復興活動にも良い効果をもたらしていることも明らかとなった。

[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.247]

>

[参考] 青少年に対する特徴的な支援活動として、一時保育活動、震災遺児の支援、出張保育、臨時保育室、おもちゃステーション、ふるさとホームステイ、ロータリー子どもの家、レインボーハウス、浜風の家、子どもケアネットワーク事業、などが紹介されている。[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.248-251]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

07. 兵庫県は、被災者の本格的な生活復興に向けた取り組みを進めるため、「生活復興協働プログラム」を策定した。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は2000年2月17日に、「生活復興協働プログラム2000」を策定した。

【参考文献】

[参考] 被災者の本格的な生活復興に向けた取り組みを進めるための課題として、(1)一人ひとりが担い手として社会に参画することを支援する (2)共に支え合うまちづくりを進める (3)安心できる暮らしの基盤づくりを行う を挙げている。[『生活復興協働プログラム2000～住みつけたいまちへ～』兵庫県(2000/2),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

07. 兵庫県は、被災者の本格的な生活復興に向けた取り組みを進めるため、「生活復興協働プログラム」を策定した。

【教訓情報詳述】

02) 兵庫県は2001年2月16日に、「生活復興協働プログラム2001」に改訂した。

【参考文献】

[参考] 兵庫県は、「生活復興協働プログラム2000」を改訂し、(1)生きがいのある暮らしづくり (2)新しい働き方とごとのづくり (3)ともに進める安全で安心なまちづくり (4)震災の経験と教訓をつなぐ を課題に掲げた。[『生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～』兵庫県(2001/2),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

07. 兵庫県は、被災者の本格的な生活復興に向けた取り組みを進めるため、「生活復興協働プログラム」を策定した。

【教訓情報詳述】

03) 兵庫県は2002年2月15日に、「生活復興協働プログラム2002」に改訂した。

【参考文献】

[参考] 兵庫県は、2002年2月15日に生活復興協働プログラムを改訂した。(1)生きがいのある暮らしづくり (2)にぎわいのある安全・安心なまちづくり (3)多様な働き方としごとづくり (4)震災の経験と教訓の継承と発信 の4つの課題に取り組むこととしている。[『生活復興協働プログラム2002～ともに手をたずさえて～』兵庫県(2002/2),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

01) 建物倒壊等の瑕疵の立証が難しく、損害に対する負担のあり方についてきちんと議論した事例はさほど多くない。

【参考文献】

[引用] 阪神大震災では多数の建物や高速道路、あるいは、ガス管や水道管などの社会基盤が壊された。そうした災難は本当に不可抗力によるものだったのか、そうした災難による損失をだれが負担するべきなのかを議論した訴訟がいくつかある。

ただし、「あれだけの大地震だったのだから」という、あきらめの雰囲気社会にひろがったためか、訴訟の中で損失の分担をきちんと議論した事例は、被害の規模の割には意外なほど少ない。

[奥山俊宏「震災が関連する訴訟の事例」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.88]

>

[参考] [奥山俊宏「震災が関連する訴訟の事例」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.88-92]によると、設置の瑕疵が認められるマンションの倒壊により亡くなった居住者4人の遺族7人がマンション所有者を相手取って起こした訴訟の概要がまとめられており、この判決の中で被告の責任割合が5割とされた。また、瑕疵のある隣接ビル倒壊により圧死した事案では、損害の約77%相当の和解金額を地裁が示した。いずれも、被害を受けた側の近親者や知人に、その建物の瑕疵について調査・立証する能力を備えた人物がいたという偶然により、瑕疵を立証することが可能になったと分析している。

>

[引用] 大震災で建売住宅に被害を受けた住民らが手抜き工事があったとして販売元と建築業者に対し損害賠償責任訴訟を大阪地裁に提起した報道も、震災直後に見られたが、手抜き工事のケースは十分ありうることであり、ただ訴訟提起、司法判断に至るものが少ないようである。[潮海一雄「災害と司法処理の諸問題」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.12]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

02) 手抜き工事・欠陥工事による建物被害に対して損害賠償請求の訴訟が起こされた例がある。

【参考文献】

[引用] 賃貸マンション(3階建)の一階部分が地震により倒壊し一階部分の賃借人が死亡した事案につき、神戸地裁平成11年9月20日判決は、マンションの設置の瑕疵を認め、賃借人・所有者の土地工作物責任を肯定した。工作物の瑕疵と自然力とが競合する場合、本件のような賠償額の算定に当たり自然力の寄与度を5割と認め、5割の限度で土地工作物責任を認めている。[潮海一雄「災害と司法処理の諸問題」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.11-12]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01 . 生活の再建
[08] 市民生活

【教訓情報】

08 . 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

03) 被災して倒壊危険性のある建物による巻き添え被害について、損害賠償責任が発生したケースがあった。

【参考文献】

【参考】[潮海一雄「災害と司法処理の諸問題」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.11]では、「地震によりB所有建物が傾き倒壊の危険が生じ、危険予防措置をとることが可能であるのに相当な期間内に危険予防措置をとらなかった場合において倒壊してAに新たな損害を生ぜしめたときは、Bに損害賠償責任が発生することがある。」として、神戸・三宮のオフィス街で巻き添え倒壊したビルの所有者が起こした損害賠償請求訴訟について例示している。

【区分】

4 . 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)
4-01 . 生活の再建
[08] 市民生活

【教訓情報】

08 . 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

04) 火災で住宅を失った被災者が損害保険会社等を相手取り、火災保険金の支払に関して提訴した。

【参考文献】

【引用】阪神大震災による火災で家を失った人たちは、火災保険に入っているから保険金を受け取れると信じていたら、火災保険の約款に地震免責条項が盛り込まれていて、保険金を受け取れない仕組みになっている。契約時に約款の説明もなく、その存在すら知られていない現実がある。生命保険も、地震の際に免責条項を定めているが、生命保険協会は震災でこの約款を適用せず、全額支払いを決め実行している。[潮海一雄「災害と司法処理の諸問題」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.14]

>

【引用】提訴された訴訟は、ほとんどが出火原因不明の火災が延焼したケースで、免責条項の第三類項「地震の影響で延焼したか」の解釈が争点となった。

被災地最大の集団訴訟の神戸市東灘区魚崎北町の場合は、原告七十三人が、(1)神戸市民生協(2)県民共済など三団体(3)損保会社十三社 の三裁判に分かれて争った。

(1)、(2)の判決は、免責条項の適用を退け、共済金の支払いを命じた内容だったが、(3)の判決では、同条項を有効と判断、三人を除く原告五十一人の請求を棄却した。

同じ火災なのになぜ明暗が分かれたのか。

それは免責条項(第三類項)の明確性の違いだった。裁判所はこの火災を「地震の影響で延焼した」と判断。その上で(1)、(2)の第三類項は「文言が不明確で、地震の影響で延焼した火災では免責されないと解釈できる」とし、一方、(3)の規約は「地震の影響で延焼した火災は免責されると明確に記述してある」と判断した。

[神戸新聞朝刊]『「免責条項」の明確性で差 震災後の火災保険訴訟』(2002/1/23),p.-]

>

【引用】被災者救済に一石を投じたのは、昨年十月に大阪高裁で言い渡された魚崎北町の損保相手の控訴審判決だ。

根上真裁判長は「火災保険と同時に加入できる地震保険について十分な説明をしておらず、住民らが地震保険に加入する自己決定権を失わせた」と損保側に慰謝料の支払いを命じた。

「契約時に約款についての十分な説明を受けていなかった」。提訴されたケースは、そもそも損保側の説明不足が、問題の背景にあった。

[神戸新聞朝刊]『「免責条項」の明確性で差 震災後の火災保険訴訟』(2002/1/23),p.-]

>

【引用】地震発生後の火災保険等の問題については、[『火災保険および火災共済の現行地震免責条項に関する提言』神戸弁護士会(1996/6),p.-]にも指摘されている。

>

【引用】地震免責条項が定められている火災保険の申し込みを受けた損害保険会社が、後に阪神・淡路大震災の火災で延焼被害を受けた神戸市の住民らに、地震保険について十分説明したかどうか争われた訴訟の上告審判決が九日、最高裁第三小法廷で言い渡された。

住民らは地震保険に加入しておらず、説明不足で精神的損害を受けたとして、慰謝料を請求したが、藤田宙靖裁判長は「地震保険に加入するか否かの意思決定は財産的利益に関するもの」と指摘。「情報提供や説明に不十分、不適切な点があったとしても特段の事情がない限り、慰謝料請求はできない」との初判断を示した。

その上で、火災保険だけの契約だった住民十九人について、損保会社七社と一団体に計約千二百五十万円を支払うよう命じた二審大阪高裁判決を破棄した。被災住民が敗訴した二〇〇三年四月の一審神戸地裁判決が確定した。

[神戸新聞記事『2審破棄、住民敗訴 阪神大震災火災保険訴訟』(2003/12/9),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

05) 高速道路やガスといった社会基盤の被災に伴う犠牲者の損害賠償請求訴訟が行われた。

【参考文献】

[参考]「震災が原因とみられるガス管の破損により、都市ガスが漏れ出し、一家5人のうち4人が死亡した事件について、遺族がガス会社の側の過失責任を問うた下記の訴訟でも事実上、損害が不可抗力によるものではないということ認める和解内容になっている。」として洲本ガスの事例を紹介している。[奥山俊宏「震災が関連する訴訟の事例」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.92-93]

>

[引用] 阪神・淡路大震災で阪神高速道路が倒壊し、犠牲になった西宮市甲子園浦風町、会社員=当時(51)=の母(79)が、阪神高速道路公団(佐藤信彦理事長)を相手取り、国家賠償法に基づき約九千二百三十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十八日、神戸地裁尼崎支部で言い渡された。渡辺安一裁判長(病気のため石田裕一裁判長代読)は「倒壊は設計震度を上回る地震力が原因。橋脚の欠陥や管理の不備も認められない」とし、公団側の主張を全面的に認め、原告側の請求を棄却した。

今回の訴訟は、自然災害で公共構造物が倒壊した場合に、設置管理者である公共団体の責任が問えるか、という点で注目を集めたが、原告側の「倒壊は設置・管理を怠った未の人災」との訴えは退けられた。原告側は控訴する方針。

[神戸新聞記事『公団の責任認めず 阪神高速倒壊訴訟』(2003/1/28),p.-]

>

[参考] [神戸新聞記事『遺族と公団が和解 阪高倒壊訴訟、大阪高裁』(2004/3/1),p.-]によると、阪神高速道路の倒壊による死亡者の遺族が1997年1月、阪神高速道路公団に賠償を求め提訴。担当裁判官が計14回交代するなどした後、2003年1月、神戸地裁尼崎支部は原告側請求を棄却。2004年3月に大阪高裁で和解が成立した。「和解条項は、同訴訟で明らかになった(橋脚強度化に向けた)科学的事実に基づき、公団側は今後の震災対策に万全を期す 原告側は同訴訟を取り下げる 原告、被告間に債権債務のないことを相互確認する など。」とされている。

>

[引用] 阪神・淡路大震災で阪神高速道路が倒壊し、犠牲になった西宮市甲子園浦風町、会社員(よるず)英治さん=当時(51)=の母みち子さん(80)が、「倒壊した橋脚には欠陥があり、公団の道路管理に不備があった」として、阪神高速道路公団(佐藤伸彦理事長)を相手に、国家賠償法に基づき、約六千九百万円の損害賠償を求めた訴訟は一日、大阪高裁(太田幸夫裁判長)で和解が成立した。

和解条項は、同訴訟で明らかになった(橋脚強度化に向けた)科学的事実に基づき、公団側は今後の震災対策に万全を期す 原告側は同訴訟を取り下げる 原告、被告間に債権債務のないことを相互確認するなど。

[神戸新聞記事『遺族と公団が和解 阪高倒壊訴訟、大阪高裁』(2004/3/1),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

06) マンション建て替え訴訟が長期化し、新たな問題を生み出している。

【参考文献】

〔引用〕(宝塚第三コーポラスの建て替え決議をめぐる訴訟)

訴訟での最大の争点は、震災時の旧区分所有法で定められた「費用の過分性」だった。補修に費用がかかりすぎる場合に限って、建て替えを認めるというものだが、明確な基準が示されていなかった。

費用が適切かどうかは個人によって判断が分かれる。このため、訴訟は費用の見積もりをめぐる争いに終始せざるをえなくなり、両者の主張はかみ合わなかった。原告、被告双方の代理人は「過分性のあいまいさが、裁判の長期化をもたらした」と振り返る。

被災地では、同コーポラスを含め、同様の訴訟が計四件起こされた。これら一連の訴訟でも「過分性」が争われた。

〔神戸新聞記事「合意形成の困難露呈 法の不備で長期化」(2004/4/10),p.-〕

>

〔引用〕(宝塚第三コーポラスの建て替え決議をめぐる訴訟)

現在、原告一人を残し、住民はマンションを離れた。解決を待ちきれず、別の場所で住宅を購入した人も少なくない。

建て替えを主張してきた同マンション管理組合の山口正治理事長(45)は「長かった。やっとスタートライン」と厳しい表情。「震災から月日がたち、年齢の問題でローンを組めず、戻るのが断念せざるを得ない人もいる。裁判は想像以上に大きな影を落とした」と振り返った。

〔神戸新聞記事「住民に疲労色濃く 建て替え実現になお壁」(2004/4/10),p.-〕

>

〔引用〕神戸市兵庫区にある東山コーポをめぐる裁判では今年1月、建て替え決議を無効とする判決が出て、確定した。復興への道は、震災直後の振り出しに戻るようになった。…(中略)…

この裁判では当初、区分所有者数の「5分の4の賛成」の要件は問題にされておらず、原告が問題にしていたのは、「費用の過分」の要件のほうだった。…(中略)…

結局、判決は、「5分の4」要件が満たされていないことを理由に決議を無効とし、「費用の過分」の要件の成否は判断しなかった。

原告・被告の双方の当事者には代理人として弁護士が助言していたはずである。また、裁判所も2年以上も審理に時間をかけていた。にもかかわらず、建て替えの客観要件である「5分の4」について、いったん結論した後になるまで問題点が明確にされなかったのは、専門家たちの大きな失態である。97年5月の建て替え決議以降の一連の手続きは、原告・被告の双方にとって、まさに時間の無駄だったわけで、マンション復興を遅らせる結果をもたらしたただだった。

〔奥山俊宏「震災が関連する訴訟の事例」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.97-99〕

>

〔引用〕阪神・淡路大震災で被災したマンションの建て替えをめぐる、区分所有法にかかわる訴訟に発展した4件のケースは2004年4月までに全て結審し、建て替えを認める判決が確定、もしくは和解が成立したことで、各マンションでは具体的な再建に向けて具体的に動き出した。〔『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.225〕

>

〔引用〕半壊の被害を受けた「翠ヶ丘マンション」(兵庫県芦屋市翠ヶ丘町、2棟48戸)は、震災から9年9カ月目の2004年10月17日、臨時総会を開き、建て替えで基本合意した。…(中略)…同マンションは兵庫県下で全半壊した分譲マンション172棟のうち、事業方針が決まっていない最後の1棟だった。〔『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.225〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔08〕市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

07) 訴訟ではないが、地震保険の支払内容についても混乱が生じた。

【参考文献】

〔引用〕震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定(半損・一部損)を建物の損害認定と同じくするという規定があった。そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷が無い、あるいは軽微であるために、十分な地震保険金が支払われないという事例が生じ、契約者の混乱を招くこととなった。この事態を回避すべく、家財の被害認定(半損・一部損)を建物から独立させるという要望が寄せられた。

また、建物1,000万円、家財500万円という当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払が保険金額の10%という設定に対して、被災者の生活再建補助としては不十分であり、それらの引き上げを望む声が多く寄せられた。

これらの要望を受けて、家財の補償内容の改善、加入限度額の引上げ、保険料率の見直しが行われた。関係政令および省令の改正は、1995年(平成7年)10月19日に公布、施行され、1996年(平成8年)1月1日に改定が実施された。
[『日本の地震保険』損害保険料率算出機構(2003/4),p.49-50]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

08. 被災により失われた生命や財産に対して、その負担のあり方について議論した訴訟がいくつかある。

【教訓情報詳述】

09) 震災による裁判件数の大幅な増加は見られなかった。

【参考文献】

[引用] 震災関連の裁判件数が急増すると見込み、神戸地方裁判所の判事と事務官を増員して備えたが、結果はまったく違って、そんなに件数が増えなかった。兵庫県弁護士会の役員の一人は「弁護士に相談したということで納得できたか、納得できなくとも気持ちがおさまったということはあるだろう。それと自分自身で解決しようという気持ちも高まったのだろう」と微妙な相談者の心理を語っていた。[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.360]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

09. 医療・保健分野において様々な復興・支援のための取り組みが行われてきたが、なお課題があり、新たな取り組みも始められている。

【教訓情報詳述】

01) 心身の健康に関する復興はまだ十分とは言えず、支援の拡充が求められているとの指摘がある。

【参考文献】

[引用] 特に、高齢者の占める割合が突出して高い仮設・復興住宅においては、さまざまな形で入居者の心身の健康に対するサポートが展開されてはきた。しかし、調査データによると、コミュニティの形成や新たな人間関係の創出といった側面に比較すると、この点に関する成果は必ずしも十分とは言えないことが示唆される。今後は、医療・保健面での支援の拡充が求められると言える。[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.300]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[08] 市民生活

【教訓情報】

09. 医療・保健分野において様々な復興・支援のための取り組みが行われてきたが、なお課題があり、新たな取り組みも始められている。

【教訓情報詳述】

02) 震災後の被災病院の患者数は減少し、医業経営を大きく圧迫することとなった。

【参考文献】

[引用] 震災による建物・設備への直接被害にとどまらず、震災後の地域人口の減少や補修に伴う病棟閉

鎖、診療制限なども行わざるを得ず、被災病院の患者数は減少し、医業経営を大きく圧迫することとなった。ことに不採算部門を抱える公立病院にこの傾向は顕著である。[鶴飼卓「災害救急医療の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.43]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【08】市民生活

【教訓情報】

09. 医療・保健分野において様々な復興・支援のための取り組みが行われてきたが、なお課題があり、新たな取り組みも始められている。

【教訓情報詳述】

03) 看護師を中心に健康アドバイザーによる支援が行われ、その後の「まちの保健室」へつながった。

【参考文献】

[引用] 阪神・淡路大震災後、兵庫県内の3つの看護系大学と1短期大学とが、仮設住宅の住民を対象とした訪問活動を展開した。災害後の中・長期的な活動で、度重なる転居によって心身共にストレスが高くなっていく人々に対して、継続的な支援が強く求められた。この移行期に、潤滑油的な役割を果たしたのが、「健康アドバイザー」である。これは、兵庫県との連携において、神戸市など被害が甚大であった地域に、看護職を派遣するケア提供システムであり、特に慢性疾患を持つ人、妊産婦、小児、高齢者、障害者などの要援護者を継続して支援していった。こうした震災地が行った地域保健活動は、現在の「まちの保健室」へとつながっている。[山本あい子「災支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.66]

>

[引用] (健康アドバイザー事業)

本事業は平成9年度からの3年間であった。概要は(1)生活支援アドバイザーとチームを組んで活動(仮設住宅訪問担当)、(2)生活復興相談員とチームを組んで活動(恒久住宅訪問担当)に区分されて、県協会の非常勤嘱託という身分で進められた。事業内容は担当する住宅の入居者への訪問による個別健康相談、生活支援チームや生活復興相談チームのコーディネート、サービス提供機関への連絡や調整等であり、看護専門職として健康づくりのための情報を提供し、問題キャッチ機能を発揮して、それを行政の保健師に繋ぐ重要な役割を担った。…(中略)…

看護師の関わりは、健康づくりといういわゆる健康増進的な視点での支援というよりは、その前提となる心身の変調状況からの脱皮或いは回復という方向に力点が置かれた。

[近田敬子「高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.114]